

■米国：PG&E 社、連邦破産法第 11 条を申請

2019 年 1 月 29 日付現地紙によれば、カリフォルニア州電力最大手のパシフィック・ガス & エレクトリック（PG&E）社は 1 月 29 日、かねてからの予定通り連邦破産法第 11 条を申請した。2017 年と 2018 年に同州で発生した山火事は PG&E 社の送電設備に起因するとされており、山火事にともなう損害賠償額は 300 億ドルを上回る可能性もある。州規制当局や議会も PG&E 社に対する救済措置が時間的に間に合わないとの判断を下したため、今回の第 11 条申請に至った。連邦破産法第 11 条は再建型の破産処理を内容とするもので、日本の民事再生法に相当する。PG&E 社は 2001 年にもカリフォルニア州電力危機の煽りで第 11 条を申請しており、今回 2 回目となる。同社によれば、申請が認められれば再建企業向け融資（DIP 融資）により 55 億ドルを調達し、当面の事業運営を継続するとしている。